

公益社団法人岡山県医師会会長 殿

岡山県県民生活部人権・男女共同参画課長

岡山県男性育児休業取得促進奨励金及びセミナーに関する
周知・広報について（依頼）

男女共同参画施策の推進につきまして、平素から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、男女がともに安心して子育てをしながら働ける職場づくりを推進するため、経営層向けの啓発セミナーを開催するとともに、男性の育児休業取得を奨励する取組を下記のとおり実施します。

当該奨励金は、令和6年4月1日以降に男性従業員が通算14日以上又は1か月以上の育児休業から復帰した企業等の事業主に対して奨励金を支給する制度であり、貴職におかれましても、事業主に対する周知広報に御協力を賜りますようお願いします。

なお、セミナーの詳細や、奨励金の詳細な受給要件等につきましては、県ホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/page/916223.html>)をご参照ください。

記

1 経営層向けセミナー

(1) 対 象

県内企業等の経営者、役員、管理職、人事担当者等

(2) 内 容

- ・働きやすい職場づくりと生産性の向上等をテーマとした専門家による講演
- ・ワーク・ライフ・バランスや女性活躍等に関する優良取組事例の紹介
- ・男性育休制度の運用等について社会保険労務士による講演（ワークショップ形式）

(3) 日程等（全6回）

岡山会場：令和6年7月16日（火）、10月28日（月）、令和7年2月17日（月）

倉敷会場：令和6年9月9日（月）、12月12日（木）

津山会場：令和6年8月22日（木）

(4) 募集開始 令和6年5月31日（金）

(5) 申込先 （株）穴吹カレッジサービス（本事業の受託者）

T E L : 086-236-0225 F A X : 086-236-0226

<https://okayama-ikukyu.ask.aso.jp>

2 岡山県男性育児休業取得促進奨励金

(1) 対象事業主（主な要件）

- ・ 県内に本社又は事業所を有すること
- ・ 県が実施する経営層向けセミナーを受講済であること（全6回のうち1回以上）
- ・ おかやま子育て応援宣言企業に登録していること

(2) 対象となる取組と奨励金の額

対象となる取組	奨励金の額 (育児休業取得者1名当たり)	
		アドバンス企業等*の 特別加算に該当する場合
⑦ 通算14日以上、1か月未満 の男性従業員の育児休業取得	10万円	15万円
⑧ 通算1か月以上の男性従業員 の育児休業取得	20万円	30万円
同僚応援手当等加算	上限10万円	上限15万円

*アドバンス企業等：おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」

「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」

「えるぼし認定企業」「プラチナえるぼし認定企業」

(3) 上 限 額 1事業主当たり 100万円／年度

(4) 受付期間 令和6年7月17日（水）～令和7年2月28日（金）

(5) 申請方法 「岡山県男性育児休業取得促進奨励金」ホームページから申請

<https://www.pref.okayama.jp/page/916223.html> ※電子申請のみ受付

(6) 問い合わせ先

岡山県男性育児休業取得促進奨励金事務局（岡山県中小企業団体中央会）

T E L : 086-224-2245 Mail : kosodate@okachu.or.jp

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県県民生活部人権・男女共同参画課
担当：妹尾、出宮
T E L : 086-226-0553 F A X : 086-234-5924
E-mail : jinken-danjo@pref.okayama.lg.jp

岡山県 \ 男性育休が当たり前な社会へ! / 男性育児休業取得 促進奨励金制度がスタートします!

働きやすい
職場風土を作る



「経営層向けセミナー」にご参加ください。奨励金の受給には「経営層向けセミナー」の受講が必須です

参加
無料

岡山県男性育休
取得促進奨励金の
詳細はこちらから
ご確認ください。



対 象

県内企業〔会社以外の法人・個人事業主含む〕の経営者・役員・管理職・総務人事担当者の方
(そのほか、当セミナーにご関心のある方もご参加いただけます。)

岡山会場

2024. **7.16** 火

会 場

きらめきプラザ 301会議室
岡山市北区南方2丁目13-1

これからの人材採用～
業種・規模・ブランド力に頼らず、
優秀な人材を採用する方法

ニトリホールディングスを就職人気ランキング
1位(マイナビ調べ)まで引き上げた永島氏
が、求職者に「事業に共感」してもらうための
採用方法を伝えます。全ての業種のあらゆる
採用に応用いただける内容です。

講 師



トイトイ合同会社 代表社員
元ニトリホールディングス
理事/組織開発室室長

永島 寛之氏

講 師

社会保険労務士
谷川 由紀氏

男性育休制度の運用に向けたルールづくり

津山会場

2024. **8.22** 木

会 場

津山圏域雇用労働センター
2階大ホール 津山市山下92-1

男性育休が当たり前
取得できる職場環境の
必要性和その経営効果

島へ移住し中小企業で管理職として勤務す
る磯田氏が、自らの男性育休取得から職場
復帰までの実体験を基に、経営者や管理職
が直面する課題とその対策、組織運営上のメ
リットを伝えます。

講 師



小豆島ヘルシーランド株式会社
経営企画室室長

磯田 周佑氏

講 師

社会保険労務士
谷川 由紀氏

男性育休制度の運用に向けたルールづくり

倉敷会場

2024. **9.9** 月

会 場

倉敷市民会館 2階大会議室
倉敷市本町17-1

やりがいのある
働きやすい職場づくり
ウェルビーイングの実現に向けて

ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に
良い状態にあることを言い、近年企業や教育現
場で注目されています。ウェルビーイングを高めて
いく職場づくりについて、東京ディズニーランド
スーパーバイザーとしての経験から伝えます。

講 師



株式会社チャックスファミリー
CS推進マネジャー

高坂 麻紀氏

講 師

社会保険労務士
谷川 由紀氏

男性育休制度の運用に向けたルールづくり

岡山会場

2024. **10.28** 月

会 場

オルガホール 地下1階
岡山市北区奉還町1-7-7

働き方改革と健康経営は
表裏一体! 生産性向上の
カギは心身の健康から

社員の心身の健康を生産性向上の鍵とした
健康経営なくして働き方改革はありません。
生産性の高いパフォーマンスを継続的に発
揮する為の生活習慣やメンタルヘルスケアに
ついて伝えます。

講 師



ザ セイントナイン東京 総支配人
産業カウンセラー

菊地 麻衣子氏

講 師

社会保険労務士
谷川 由紀氏

誰もが育休を取得しやすい職場風土づくり

倉敷会場

2024. **12.12** 木

会 場

ホテルセントイン倉敷 3階
倉敷市新倉敷駅前5-203

男性育休が当たり前
取得できる職場環境の
必要性和その経営効果

島へ移住し中小企業で管理職として勤務す
る磯田氏が、自らの男性育休取得から職場
復帰までの実体験を基に、経営者や管理職
が直面する課題とその対策、組織運営上のメ
リットを伝えます。

講 師



小豆島ヘルシーランド株式会社
経営企画室室長

磯田 周佑氏

講 師

社会保険労務士
谷川 由紀氏

誰もが育休を取得しやすい職場風土づくり

岡山会場

2025. **2.17** 月

会 場

オルガホール 地下1階
岡山市北区奉還町1-7-7

アマゾン 人材が育つ仕組み
誰もが働きやすい職場づくり

グローバル企業であるアマゾンは性別はもち
ろん、文化や宗教など多種多様な背景をもつ
人々が働いています。働く女性に焦点をあて、
女性が働きやすい職場環境を実現するアマ
ゾンの取組を伝えます。

講 師



元アマゾンジャパン広報本部長
AStory合同会社 代表

小西 みさを氏

講 師

社会保険労務士
谷川 由紀氏

誰もが育休を取得しやすい職場風土づくり

お申し込み・お問い合わせについては裏面をご確認ください

主 催



岡山県

岡山県人権・男女共同参画課

“男性育休が当たり前な社会へ”男性育児休業取得等促進事業

※本事業は岡山県の委託を受け、実施するものです。

受託事業者



株式会社 穴吹カレッジサービス

〒700-0023 岡山市北区駅前町1-8-18 イコットニコット5F
TEL:086-236-0225

各回タイムスケジュール

13:00～

受付・開場



13:30～14:30

実体験・職場づくりについての講演

14:30～14:50

ワーク・ライフ・バランスや女性活躍等に関する優良取組事例の紹介



14:50～15:00

行政説明
(男性育休取得促進奨励金制度の概要について)

15:15～16:45

男性育休制度の運用や風土づくりについての講演

13:30
14:30

実体験・職場づくりについての講演 講師紹介

それぞれの講師の経歴や詳細については右記二次元バーコードからご確認ください。



15:15
16:45

男性育休制度の運用や風土づくりについての講演 講師紹介

高松太田社労士事務所 代表
社会保険労務士

谷川 由紀氏



大学卒業後、人材会社にて約11年間、営業およびキャリアカウンセラーとして、約1000人の転職支援に携わる。在職中、社会保険労務士試験に合格。勤務社労士を経て、2013年に開業。厚生労働省委託事業「仕事と家庭の両立支援プランナー」「女性活躍推進アドバイザー」および中小企業基盤整備機構の「よろず支援拠点コーディネーター」等の業務を担当し、中四国エリアを中心に約500社を超える企業に「働きやすく、長く働き続けられる会社」づくりを目指した支援を行う。また、講師としてダイバーシティ経営・女性活躍推進・非正規雇用(高齢者、外国人等)等の多様な人材活用セミナー、アンガーマネジメントやアンコンシャス・バイアス等をテーマとしたコミュニケーション研修にも多数登壇している。

◆セミナー申込から奨励金受給までの流れ

セミナー申込
(6日程から1回選択)

セミナー受講

受講証明書交付
(当日又は後日送付)

奨励金
申請書類提出
(受講証明書を添付)

奨励金
受給

1事業主当たり
最大100万円
/年度

奨励金の要件や申請期限はHPをチェック!

岡山県 男性育休 当たり前

検索

お申し込みは、FAX・お電話・Webサイトから

申込締切

各回開催日の
1週間前まで

受託事業者

FAX

086-236-0226

TEL

086-236-0225

担当 森本、鯉江

電話受付時間 9:30～17:30 (※土日祝日は除く)

Web
サイト

<https://okayama-ikukyu.ask-aso.jp>

株式会社 穴吹カレッジサービス
〒700-0023 岡山市北区駅前町1-8-18
イコットニコット5F



お申し込み用紙

事業所名			TEL	
住 所	(〒)		FAX	
参加者 参加者の お名前を記入し、 希望日程に チェックを お願いします。	①	フリガナ	部署:	役職:
		氏名	メールアドレス	
	参加希望日程: ☐ 2024/7/16 ☐ 2024/8/22 ☐ 2024/9/9 ☐ 2024/10/28 ☐ 2024/12/12 ☐ 2025/2/17			
	②	フリガナ	部署:	役職:
氏名		メールアドレス		
参加希望日程: ☐ 2024/7/16 ☐ 2024/8/22 ☐ 2024/9/9 ☐ 2024/10/28 ☐ 2024/12/12 ☐ 2025/2/17				
岡山県男性育休取得 促進奨励金について	☐ 申請予定あり (今後、該当者がいれば申請する場合を含む) ☐ 申請予定なし			
備考欄				

※応募多数の場合は、先着順とさせていただきます。※お申し込みいただいた個人情報は、弊社にて厳重に管理し、本事業に関わる目的のみに使用させていただきます。
※ご来場の際はできるだけ公共交通機関のご利用をお願いします。有料駐車場の利用料金は自己負担です。

事業主の皆様へ

男性育休が当たり前な社会へ!

申請受付開始
7月17日(水)

岡山県 男性育児休業 取得促進奨励金

☑雇用する従業員数にかかわらず申請できます!!

1 事業主当たり
100万円 / 年度



従業員とその家族の
満足度向上

優秀な人材の
定着

企業イメージの
向上

対象となる取組	奨励金の額 (育児休業取得者1名当たり)	アドバンス企業等*の 特別加算に該当する場合
通算14日以上、1か月未満の 男性従業員の育児休業取得	10万円	15万円
通算1か月以上の男性従業員の 育児休業取得	20万円	30万円
同僚応援手当等加算	上限10万円	上限15万円

申請期限

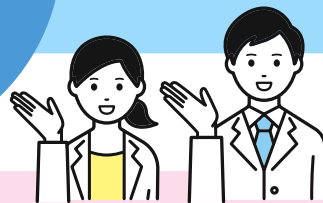
復帰の翌日から
4か月以内
又は2月28日の
いずれか早い方

※アドバンス企業等：おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」、
「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」、「えるぼし認定企業」、「プラチナえるぼし認定企業」

＜主な支給要件＞

- (1) 県内に本社又は事業所を有すること
 - (2) 岡山県男性育児休業取得等促進事業(経営層向けセミナー)を受講済であること
 - (3) おかやま子育て応援宣言企業に登録していること
 - (4) 就業規則等に育児休業制度に関する規定を設けていること
 - (5) 育児・介護休業法第22条第1項に規定する雇用環境整備に関する措置を2つ以上実施していること など
- <詳細については、申請要領をご覧ください。>

申請の流れ



Step1 申請前

申請までに以下の手続き等を済ませていることが必要です。あらかじめご対応をお願いします。

●岡山県男性育児休業取得等促進事業（経営層向けセミナー）の受講

全6回開催予定のセミナーを申請までに1回以上受講してください。

セミナーの開催スケジュール、受講申し込みはこちら



●おかやま子育て応援宣言企業の登録

宣言に「育児休業を取得しやすい環境整備に向けた具体的な取組を行う」旨を含んでいることが必要です。

おかやま子育て応援宣言企業の登録はこちら



●育児・介護休業法第22条第1項に規定する雇用環境整備に関する次のア～エの措置の2つ以上の実施

ア 雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施

イ 育児休業に関する相談体制の整備

ウ 雇用する労働者に育児休業の取得に関する事例の収集及び当該事例の提供

エ 雇用する労働者に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知

Step2 育児休業中

通算1か月以上の育児休業期間中に以下のいずれかの取組を実施した場合は奨励金を加算します。

●育児休業を取得した対象従業員が所属する部署等の従業員に対し、育児休業取得者の業務を代替する対価として手当を支給した場合

●育児休業を取得した対象従業員の育児休業期間中の代替要員として新たな労働者を雇用した場合（育児休業取得期間1か月当たり勤務を要する日が17日以上代替要員を雇用したこと）

Step3 育児休業から復帰後

●専用ホームページから申請様式をダウンロードし、必要な添付資料を揃え、電子申請してください。

●復帰の翌日から4か月以内に申請を行ってください。

申請方法

「岡山県男性育児休業取得促進奨励金」ホームページから申請してください（※電子申請のみ受付）

申請受付期間：令和6年7月17日(水)～令和7年2月28日(金)



制度の詳細はこちら